

- ⑨ その他免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるとき。
2. 免許を受けた者が次のいずれかに該当することとなったときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。
- ① 運転殺人または運転傷害等*をしたとき。
※自動車等の運転により人を死傷させ、または建造物を損壊させる行為で故意によるもの
 - ② 危険運転致死傷*の罪に当たる行為をしたとき。
※アルコールや薬物の影響により正常な運転が困難な状態、または進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為など、一定の危険な状態で自動車を走行・運転し、人を死傷させる行為
 - ③ 酒酔い運転または麻薬等運転をしたとき。
 - ④ 救護義務違反（P84「○交通事故の場合の措置」1.参照）をしたとき。
 - ⑤ 道路外致死傷で故意によるものをしたとき。

○免許の効力の仮停止（道交法 103 条の 2）★★

1. 免許を受けた者が自動車等の運転に関し次のいずれかに該当することとなったときは、その者が交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して **30 日** を経過する日を終期とする免許の効力の停止（仮停止）をすることができる。
 - ① 交通事故を起こして人を死亡させ、または傷つけた場合（⇒死傷事故）において、救護義務違反（P84「○交通事故の場合の措置」1.参照）をしたとき。
 - ② 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）、過労運転、無免許運転、携帯電話の使用等（交通の危険）*または無資格運転等の危険性の高い違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、または傷つけたとき（⇒死傷事故）。
※「○運転者の遵守事項」の⑫（P83 参照）に違反する行為（運転中の携帯電話の使用等、いわゆる「ながら運転」）により道路における交通の危険を生じさせたもの
 - ③ 最高速度違反または積載制限違反等の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させたとき（⇒死亡事故）。
2. 警察署長は、仮停止をしたときは、当該処分をした日から起算して **5 日以内** に、当該処分を受けた者に対し弁明の機会を与えなければならない。

▼図 3-23 運転免許の仮停止



免許の仮停止！



警察署長

※正式な免許の停止・取消処分が下されるまでには一定の期間を要するので、その間も運転させないために一時的に免許の効力を停止する制度！

※悪質な違反を伴う死傷事故等

POINT

☞免許の仮停止については、このような制度があることを知っておくとよい。